

第1回特定非営利活動法人条例指定審議会

1. 日 時：平成27年5月1日（金）14：00～16：00
2. 場 所：大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）4階 中会議室3
3. 出席者：＜審議会委員・五十音順＞
 - 久保幸一委員（㈱日本政策金融公庫 国民生活事業本部 南近畿地区統轄室長）・
 - 佐々木栄美子委員（近畿税理士会）・
 - 初谷勇委員（大阪商業大学総合経営学部教授）・
 - 平尾剛之委員（特定非営利活動法人きょうとNPOセンター 統括責任者）・
 - 水谷綾委員（社会福祉法人大阪ボランティア協会事務局長）
4. 議 題
 - （1）会長・副会長の選任について
 - （2）審議会の進め方について
 - （3）指定基準の考え方について
 - （4）その他
5. 議事録
 - （事務局）資料1を説明。
 - （委員）具体的な進め方の（2）に、1法人あたり2時間とある。下に記載されている①から③を議論する場合、NPO法人には前半のみ出席いただくのか。
 - （事務局）その予定。
 - （委員）ヒアリングではNPO法人の思いを聞くのが大事だ。指定をうけるためには、事務作業と労力、維持する覚悟が必要となる。何を目指して指定をとるのかについて、ヒアリングすることが重要だと考える。
 - （委員）ヒアリングの中身をどうしていくのか。事前に確認しておきたい。ヒアリングの中で重要なのは、一定要件を満たしているかどうかだ。ポイントを押さえて、委員全員で決めておくことが必要だと思う。特に初期の段階では重要。
 - 1法人あたり2時間が長いのか短いのかは別にして、申出法人の数によっては大変なことになるのではないかと、若干危惧する。
 - （委員）両委員がおっしゃったとおり。ポイントの打合せを事前においたほうがいい。事務局に質問だが、どれくらいの数を想定しているのか。
 - （事務局）財政当局との予算議論においては、京都府や神奈川県の数等も参考に、最大年10法人とした。目標としては、今年度5～6法人指定できればと考えている。
 - （委員）そういう観点ではなく、大阪府の指針の観点からもう一度、説明をお願いする。
 - （事務局）大阪府府民協働促進指針では、共助社会の実現を目指しており、その環境整備の一環として市民公益税制を導入することをビジョンに掲げている。その中で、平成30年に

認定NPO法人の数を50法人にすることを目標にすると明記している。法上、指定NPO法人が認定NPO法人になることも可能なことから、年間5～6法人を指定できれば50法人プラスアルファになる。

(委員) 何のために指定するのかについては、指定基準策定時に議論した。4年間で認定NPO法人50法人を目指していることから、プラスアルファを加えて、年割してそうなのだと思う。

(委員) 基本的な質問をするが、この制度は、指定・認定NPO法人を助けようとしているのか、それとも寄附文化の醸成なのか、どちらに軸足を置いているのか気になる。そういった法人は、寄附が集まらず苦しんでいる。

(委員) 両にらみ。申出したいNPO法人はいろんな思いを持っている。それを素直に聞きたいと考えている。しかし、少なくとも協働要件があり、地域課題の解決に資することが必要。事務局はどう考えているのか。

(事務局) 公共は、これまで主に行政が担ってきた。しかし、府としては共助社会をめざしており、担い手が根づいて広がって行って欲しいと考えている。その中で、寄附はツールの1つであり、環境づくりとして財政基盤を強化することが狙い。結果的に、NPO法人の活動が共助社会に結びつけばいいという考え方。ここを支援していきたい。

(委員) 基本的なことを質問する。寄附金とNPO法人のどちらを指定するのか。

(事務局) 手続条例は、法人を選ぶ条例であり、法人が選ばれたら、寄附金条例の改正案の中で、法人が受け入れる寄附金が控除対象として指定される。

(事務局) 補足であるが、地方税法第37条の2第1項第4号で寄附金を指定し、条例で法人名と住所を記載することとなっている。

(委員) NPO法人を支援する寄附金について、免税することにより、寄附文化の醸成とNPO法人の支援の両方を応援するシステムだと思う。どちらかではなく、両方一緒になっているから、こういうシステムなのだと思う。

(事務局) 資料2を説明。

(委員) 解説・例示について、この審議会で検討するということか。

(委員) 資料2は運用である。上から2つめの■のところ、審議する際の基準であるとの記載があり、こういう解釈で審議する、つまり、判断のよりどころとなるもので、組み立てそのものも含めてこれでいいのかを検討していくことになる。

(委員) 要件1から3までであるが、この要件もさらに必要ではないかなど、要件の追加はできるのか。

(事務局) 要件の追加は不可。昨年の答申を踏まえて、条例で指定基準が定められている。

(事務局) 答申の5ページに指定基準が記載されている。この指定基準をふまえて手続条例第4条で指定基準を規定している。その中で、定量的なものは事務局で事前にチェックし、定性的なものは事務局だけで判断できないため、本審議会でご審議いただく。資料2は案であり、定義、解説・例示をご議論いただいた後に、手引きに盛り込み公表したい。

- (委員) 今日は一問一答で事務局に答えを求めめるのではなく、気づいた点を言っていただくことにしたい。資料 2 について、我々からの目線で審議をしていく上での使い勝手はどうか、また、申し出る法人から見て、わかり易いものになっているのかなどの目線でご意見を。
- (委員) 資料 2 の枠組みだが、定義、解説・例示という形でいいのか意見がほしい。先ほど、ケースバイケースで色々なものが出てくるので、解説・例示については、追記していくと事務局から説明があった。これで確定ではなく、回を重ねるごとに表が拡大していくイメージとなるが。
- (委員) F A Q 的なものになるのか？例えばこういう定義があれば、こういうものが当てはまるか・・・
- (委員) どういう例が該当するのですか、という問いに対する答えのようなもの。
- (委員) 右側の欄は Q & A 的。このフォームにこだわるのではなく、条例から言葉の定義を確認して、F A Q は別に考えないと、どんどん右側が細かくなっていき、対応できなくなる。
- (委員) オフィシャルにあげられるものと、別に考えてはどうか。企業名が出るなど、ここに書けないものを別途 F A Q 集に盛り込むなど。
- (委員) 解説・例示が伸びていくイメージ。その都度、改定・更新が必要かもしれない。課題は情報発信のタイミング。1 回審議することに例としてあげていくとなると、次に申し出を考えている法人の参考となるようにしなければならない。
- (委員) N P O 法人の構成員が府内在住といった要件はないのか。
- (委員) 議論にはなったが、そういう要件はない。
- (委員) N P O 法人の多様性から、事務所の主従は問わないと考えたのだと思う。例えば、主たる事務所が京都府にあり、従たる事務所が大阪府にある N P O 法人であって、すでに京都府の指定を受けている場合、なんらかの配慮はあるのか。
- (事務局) 原則ないと考えている。大阪府の指定基準に該当していることのみ。
- (委員) 従たる事務所の登記は必要か。
- (事務局) 必要ないと考えている。
- (委員) そうすると、個人宅でも可能となり、悪用される可能性があるので、登記していない従たる事務所を対象とするのは問題があると思う。
- (委員) 従たる事務所については、登記されているケースは要件として認めるなど、この会議でフィックスしていけばいいのではないか。
- (委員) どういう判断で委員が指摘しているのかを事務局がよく聞いて、次回に全体を整理してほしい。
- (委員) 他府県に主たる事務所があって、府内に登記されていない従たる事務所がある場合、1 年後に府内の事務所がどうなっているかわからない。登記にこだわらないが、確認できる方法が大切だ。持続的に府内に事務所があることが必要だと考える。
- (委員) 他府県ですでに指定を受けていて、府でも指定を受ける場合、主たる事務所指定を受

けていて、改めて従たる事務所で指定を受ける必要があるのか。

(委員) 複数事務所がある場合、認定をとるのではないか。

(委員) 初動段階で、よく聞かれるところ、この表だけでとどめておくところなど、今回のところはお聞かせいただきたい。

ケースが出てきた場合に、どういう思いでそうしようとしているのか、声を聞いて対応していかなければならない。

次の情報発信要件に進む。

(委員) 確認だが、情報発信要件はイ・ロのどちらかを満たせばよいのか、両方満たさなければならぬのか。

(事務局) 条例第4条第1項第2号では、イ又はロに掲げる基準のいずれかに適合することとなっている。

(委員) 確認だが、内閣府のポータルサイトに掲載しているだけではだめか。

(事務局) ポータルサイトは基本的な情報発信を求めているので、それだけでは不足だと考えている。

(委員) NPO法人は情報開示が義務付けられている。それに加えて必要ということだと理解。

(委員) 内閣府ポータルサイトでは、事業報告書しか掲載されていないので、結果しかわからない。進捗状況や将来の活動予定などを不特定多数の人に知らせることが必要という認識に立ってはどうか。情報発信では、2つ問題があり、媒体として使えない法人をどうするのかと、広く知らしめるのが目的なら、ホームページにこだわらず、包括的なSNSでもよいのではということ。

(委員) 不特定多数というのは難しい。ホームページを作る資金がないのでFacebookやLineなどを利用しているNPO法人もある。こういったSNSをどう考えるかがポイントではないか。

(委員) 今回は税金のシステムの話なので、指定されるNPO法人は、少なくともホームページぐらい持っているべきという考えだ。それぐらいのNPO法人でなければ、会計もきちんとできていないという見方もある。

(委員) 不特定多数が見ることができるということで、ブログはどうか。公開性という点ではホームページと同じ。不特定多数の人への公開性という意味合いでの、ウェブサイトによる発信ということでホームページと同等とみていいのではないか。

(委員) ブログは運営会社の間借りが多い。

(委員) ブログ形式のホームページが最近多い。ブログの応用版のように構成しているところが多い。ホームページの定義が何なのかよくわからないが。

(委員) イは必須、ロは選択くらいにしてもいいのではないか。

(事務局) 既に条例を制定済みであり、イとロは選択となっている。

(委員) イは必須、ロは選択という気がするが、それならば仕方がない。

(委員) ホームページは閲覧しにかなければならない。広く知らせるという観点からすると、

紙媒体もいいのではないか。

(委員) 紙媒体は、物理的にそこに行かなければ見ることができない。もちろん、インターネットも媒体がなければアクセスできないが。

(委員) 申出するために、形式的に印刷物を急に作っても可となる。また、回数を問わないという記載が、内容を問わないともとれる。

(委員) 回数を問わないとなっているが、どういう考えか。

(委員) 情報発信要件は、媒体だけに着目するのではなく、そもそも媒体を使いこなせるだけの法人の力量は備えていることを加味して判断するのか、また、手法だけに着目するなら、ホームページを例示にあげるのがいいのかどうか。まず、能力的なことについて意見交換したい。

(委員) NPO 法人の情報発信の力量も見えていくべきだ。情報発信は寄附を集めるための基盤となる。ここをどう見るか。

(委員) 単一媒体の情報発信にとどまるのではなく、ある程度高い要件を設定し、指定NPO法人として、他のNPO法人を引っ張ってくれるような法人を指定したいと思う。

(委員) ただ、条例上ではイ又はロのいずれかとなっている。

(委員) そうすると、ロの考え方が重要。

(委員) 協働要件についてはどう考えるか。

(委員) 個人は含まないとあるが、個人事業主も含まれないのか。任意団体は含まれるにもかかわらず、個人事業主は含まれないのか。

(委員) 団体等、とすべきか。個人は含まないと明記するではなく、ケースによって判断の余地を残そうということか。

(委員) 個人事業主ではなく、一個人だとしたら、どう考えるか。

(委員) 一個人のイメージはない。なんらかの営利活動をしている方とは連携がありえるのではないか。

(委員) 指定基準の検討の際に、個人事業主まで検討していないと思う。個人はないという議論はした。

(委員) 昨年度の審議会の会議録の確認をお願いします。

(委員) 地域課題の解決とするならば、商店街の店主との連携はあると思う。

(委員) 協働要件については、議論しても答えを出すのは難しい。ケースバイケースで考えるべきではないか。純粹に、協働をイメージしたときにどんなものかを考えてはどうか。

(委員) 地域課題の解決から、その活動手法が協働かどうかを考えたほうがいいのではないかと個人的には考えている。表現としては、事務局に整理していただきたいが、個人を含まないという文言を削除する、又は、その他の団体に個人事業主も含むと明記する、という方法がある。

(委員) 昨年の審議会で指定基準を検討する際に、ボランティアが入っている、イコール個人と連携していると捉えられては困るので、個人は除くことにしたのではなかったか。ボラ

ンティアの参加が協働ならば、ほぼ全てのNPO法人が対象となることから、個人は含まないとした。こうした背景を整理して欲しい。

(委員)どんな地域課題に向き合っているにも協働していなければ要件を満たさないという前提だとすると、例えば、精神科医が10人集まって、日常生活の面から相談会を開催する場合はどうか。

(委員)それだけではだめだと思う。課題解決には、なんらかのアクションが必要。そういう場合でも、他の団体にアクションをとっているのではないか。

【連携、協働には以下の内容を含む】として3つ例示が記載されているが、この例示を掲載するのは危険ではないか。

(委員)これは限定列举ではない。これだけに限らないなど、表現の仕方を工夫すればいいのではないか。

(委員)そもそも、この3つを例示として掲載するのがいいのか疑問だ。書き方だけではなく、列举しないほうが良いと考える。

(委員)自分たちだけで課題を解決するのではなく、協働・協調しようと進めているものを前提としてはどうか。委託は、主従関係にあり、対等ではない。

(委員)3つの例示の掲載は避けようというご提案があった。

(委員)協働という言葉は始めて聞いた。いろいろ調べたが、連携であれば3つの例示もあてはまるといえるのではないか。

(委員)協働の例示は難しい。協働の例として列举すれば、事業を限定しているようにも受け止められ、さらに対等かどうか疑問という意見も出たことから、記載は控えてはどうか、というご意見が出た。

継続期間を5年とするのはどうか。

(委員)5年先を見据えているNPO法人があるのか。といっても、3年がいいというわけでもない。

(委員)少なくとも単年度で終了しない、というイメージを持っている。継続を前提としている、というような表現ではどうか。

(事務局)条例第8条で、5年後に更新が必要としていることから、資料の案には5年と記載した。

(委員)指定時の協働が5年間続くことを求めるのはおかしいのではないか。協働要件と指定期間を連動させるのは難しい。

(事務局)資料3及び4を説明。

(委員)第2回目の審議会の開催については、急ぎ日程調整する。

また、第4回から6回についても、おって日程調整するので、よろしく願います。